

イラン：Enterprise が South Pars 第 6～8 フェーズの評価作業に 20%投資を決定、

一方、Chevron は第 9～12 フェーズの入札書類をイラン側に返却

(本誌 2001 年 1 月号 No. 378 P. 15 続報)

(2000 MEES 12/25, MEED 12/22, 2001 MEES 1/8, MEED 1/5, 1/12, AOG 1/1, JNOC-WS, ME)

視点

1. Enterprise が South Pars ガスプロジェクトへの参入を表明。ILSA 法適用回避を考慮した契約金額の設定など、日本企業にとっても示唆に富んだ内容。
2. Chevron は、ILSA 法有効期限内は活動を自粛する方針に対しイラク戦略を変更か。

1. South Pars 開発プロジェクト第 6～8 フェーズに Enterprise が参加

(1) Enterprise と Petropars の合意内容

Enterprise(英国)は、2000 年 12 月 19 日、South Pars ガス田開発プロジェクトの第 6～8 フェーズに同社が投資比率 20%でイラン Petropars のパートナーとして参加することで両者が合意したと発表した。MEED 誌によれば、Petropars は外資比率を 49%まで引き上げることを検討中であり、残り 29%部分についても他の外国石油会社(会社名不明)と交渉中である。

今回、Enterprise と Petropars が実際に契約を締結したのは、South Pars ガス田の評価作業に関する契約期間 1 年間の短期契約である。Enterprise は契約期間中、Petropars が実施する 3 評価井の掘削に対する技術サポートを行うとともに、評価コストの 20%に当たる 15 百万ドルを負担する。両社は 1 年後に、評価作業の結果をふまえ、プロジェクト全体を対象(投資期間 6 年間)とするパイバック方式による包括的サービス契約を締結する予定である(Enterprise の profit は約 15%:MEED 報道)。その際、15 百万ドルの評価コストは、サービス契約での Enterprise 負担コスト約 5.3 億ドル(プロジェクトコスト総額 26.5 億ドルの 20%)の一部として充当される。

(2) ILSA 法適用回避戦略

注目される米国のイラン・リビア制裁法(ILSA 法)との関係であるが、今回の 1 年間の評価契約

Global Disclaimer(免責事項)

本資料は石油天然ガス・金属鉱物資源機構(以下「機構」)石油・天然ガス調査グループが信頼できると判断した各種資料に基づいて作成されていますが、機構は本資料に含まれるデータおよび情報の正確性又は完全性を保証するものではありません。また、本資料は読者への一般的な情報提供を目的としたものであり、何らかの投資等に関する特定のアドバイスの提供を目的としたものではありません。したがって、機構は本資料に依拠して行われた投資等の結果については一切責任を負いません。なお、本資料の図表類等を引用等する場合には、機構資料からの引用である旨を明示してくださいようお願い申し上げます。

の契約金額(15 百万ドル)は ILSA 法で制裁対象とされる「1 件 20 百万ドル以上」を下回っており、Enterprise は「今回の契約は ILSA 法には抵触しておらず、当社の活動は何ら影響を受けることはない」とコメントしている。本年 8 月に期限切れを迎える ILSA 法は更新されないとの判断のもと、Enterprise は、ILSA 法が有効な期間中は、制裁対象にはならない「1 年間、15 百万ドル」というかなり恣意的な内容で本契約までのつなぎ契約を結んでおき、制裁解除を待つ本契約への切り替えを実施するという巧妙な制裁回避戦略を取ったものとも受け止められている。

(3) Petropars の契約方針

South Pars ガス田はペルシャ湾に広がる世界最大のガス田(原始埋蔵量 436tcf)であり、25 フェーズに分けて開発が進められる予定である。NIOC の準民間子会社である Petropars は、第 1 フェーズの操業担当(100%)、第 4,5 フェーズでは Eni (60%) のパートナー(40%)であり、第 6~8 フェーズについても、昨年、約 26.5 億ドル(100%)で NIOC と契約を締結したと伝えられている。自国企業の育成・優先方針を背景として、100%のオペレーターシップを獲得したものと思われるが、今回の Enterprise との契約は、技術力の違いを考慮して、外国企業をパートナー(形式上はサブコン)として起用する事実上の共同事業体方式でプロジェクトを遂行するものである。今後、イラン企業がオペレーターとなったケースでかかる方式による契約が増加することが十分予想され、日本企業を含む他の外国石油会社にとって、今回の契約は、新たな事業機会創出のためのヒントとなるものとして注目される。

2. Chevron が South Pars 第 9~12 フェーズの入札書類を返却

イラン日刊紙 Entekhab は、2001 年 1 月 3 日、米国石油企業 Chevron が、現在入札が実施されている South Pars ガス開発プロジェクト第 9~12 フェーズで同社が以前 NIOC から購入した入札書類を「米国政府による政治的圧力が原因で」イラン側に返却した、と報道した。

同プロジェクトは、2000 年 8 月に入札が開始され、現在までに 30 社近い外国企業が入札書類を購入しており、その中には Chevron を含む数社の米国企業も含まれているといわれている。Chevron は 12 月に、社内での研究目的で書類を購入したことを認めた上で、「書類購入は ILSA 法には何ら抵触しない。ただし現時点では、制裁法の制約により、本プロジェクトへの応札は困難である」としていたが、今回何らかの事態変化が原因で、書類返却を決定した模様である。

Global Disclaimer(免責事項)

本資料は石油天然ガス・金属鉱物資源機構(以下「機構」)石油・天然ガス調査グループが信頼できると判断した各種資料に基づいて作成されていますが、機構は本資料に含まれるデータおよび情報の正確性又は完全性を保証するものではありません。また、本資料は読者への一般的な情報提供を目的としたものであり、何らかの投資等に関する特定のアドバイスの提供を目的としたものではありません。したがって、機構は本資料に依拠して行われた投資等の結果については一切責任を負いません。なお、本資料の図表類等を引用等する場合には、機構資料からの引用である旨を明示してくださいようお願い申し上げます。

<推定される原因および背景（公団ワシントン及び中東事務所見解）>

- (1) 米国政府としては、イランがパレスチナ問題でテロリスト支援といった何らかの行動を起こす可能性は否定できず、同国の動きを注視しており、少なくとも ILSA 法の期限切れ(2001年8月)前に制裁を緩和する考えはない。
- (2) このような状況下、米国政府としては、少なくとも米国籍企業に対しては、厳格な態度で臨まざるを得ず、イランへの関心を示す Chevron や Conoco といった米国企業は当面イランへの参入は認められないとの見方。(TotalFinaElf や Eni といった欧州企業がイランとの契約を締結した際には、制裁法は適用されなかった。また、Arco(米国籍)を合併した BP が昨年 Ahwaz 油田開発への参入方針を決めたが、米国政府から特段の圧力があつたという話はない。)
- (3) Chevron としても、Texaco との合併を前に、米国政府を刺激するような行動をとることは得策ではなく、今回、購入した入札書類をイラン側に返却することで、South Pars プロジェクトへの入札取りやめ方針を内外に鮮明に打ち出した(少なくとも ILSA 法有効期限内は、政府方針を遵守し活動を自粛する姿勢を示す政府向けメッセージ) との見方。
- (4) 本件の発表とともに上記イラン紙は、第9~12フェーズの入札期限が12月末から1月末に延長されたことを報じているが、1月20日のブッシュ政権誕生を機に、米国政府が何らかの制裁緩和策を打ち出し、同社は再び入札に参加できるようになるという筋書きが出来上がっているとのがった見方(単なるクリントン政権に対するポーズ)もあるが、今のところこの考え方の可能性は低い。

Global Disclaimer(免責事項)

本資料は石油天然ガス・金属鉱物資源機構(以下「機構」)石油・天然ガス調査グループが信頼できると判断した各種資料に基づいて作成されていますが、機構は本資料に含まれるデータおよび情報の正確性又は完全性を保証するものではありません。また、本資料は読者への一般的な情報提供を目的としたものであり、何らかの投資等に関する特定のアドバイスの提供を目的としたものではありません。したがって、機構は本資料に依拠して行われた投資等の結果については一切責任を負いません。なお、本資料の図表類等を引用等する場合には、機構資料からの引用である旨を明示してくださいようお願い申し上げます。